

建設工事・測量等コンサルタント業務
入札等参加資格審査申請書提出要領

八幡市内業者の方：令和6年度

八 幡 市

はじめに

【今回の受付は八幡市内業者の方のみです。八幡市外業者の方の受付はありません。】

令和6年度に八幡市が発注する建設工事及び測量等コンサルタント業務の入札等に参加するには、八幡市の入札等参加資格審査を受けなければなりません。

入札等参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ申請して下さい。

申請の手続

1 申請できる者

① 建設工事申請者

申請を行うには次の各号のいずれにも該当しない者で、建設工事入札等参加資格審査の申請を行うときまでに、建設業法第27条の23に定める経営に関する事項の審査を受けたものでなければなりません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 資格審査申請書を提出するときに市税及びその他納付金を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した事業に関する債務を履行していない者
- (5) 建設業法第27条の23に定める経営に関する審査の最新の総合評定値通知書のいずれの工種にも平均の完成工事高のない者
- (6) 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれにも加入していない者（ただし法令の規定により適用を除外されている者を除く）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 測量等コンサルタント業務申請者

申請を行うには（1）アからエまでのいずれかの登録がある者で、かつ（2）から（6）までのいずれにも該当しないものでなければなりません。

(1) 資格審査の対象となる業務

ア 測量を希望する場合、測量法第55条第1項の規定による登録

イ 建築関係建設コンサルタント業務（建築設備設計業務を除く）を希望する場合、建築士法第23条第1項の規定による登録

ウ 補償関係コンサルタント業務を希望する場合、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録

エ 土木関係建設コンサルタント業務のうち建設コンサルタントを希望する場合、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録

- (2) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 資格審査申請書を提出するときに市税等及びその他市への納入金を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した事業に関する債務を履行していない者
- (5) 審査基準日の直前2年の営業年度に測量等実績高のない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 申請の期間及び提出先等

- (1) 申請期間 令和5年11月1日（水）～ 令和5年12月15日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参
ただし、原則郵送によることとし、やむを得ず持参する場合は、平日午前9時から午後5時までの間とします。持参の場合においては、書類の受け取りのみとし、対面による書類の確認は行いません。
- (3) 提出先 〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75
八幡市役所 総務部 契約検査課
- (4) 提出部数 1部（クリアフォルダーに入れてください）
建設工事及び測量等コンサルタント業務をそれぞれ申請される場合には、各1部ずつ提出して下さい。

3 提出書類

提出書類は、次のとおりです。

（書類は、番号順にクリアフォルダーにまとめて下さい。）



建設工事（八幡市内業者）

	提出書類	説明
1	入札等参加資格審査申請書 (様式1)	要実印 国又は府等で同様の様式を使用している場合は、必要事項が記載されていれば可とする。
2	総合評定値通知書	建設業法第27条の23に定める経営に関する審査の総合評定値通知書（総合評定値Pが算出されているもの）。雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入が、有又は除外であること。 審査基準日が令和4年5月31日以降のもので、最新のもの。 年間平均完工高100万円未満の業種は等級をつけない。
3	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	許可の有効期間が経過していて、更新申請中の場合は建設業許可申請書。所轄事務所受付印押印のものを添付すること。 市内に本店がなく支店等で申請する場合は、当該支店等の営業建設業種が記載されている証明書等を提出すること。
4	工事経歴書 (様式3)	概ね直近1年分。必要事項が記載されていれば、独自様式 可
5	技術職員名簿	経審に添付した技術職員名簿の写し。経審提出後変更があれば最新のもの。
6	監理技術者資格者証	添付書類に関する注意事項（4）参照

7	ISO 又は KES の認証の取得を証明するもの	ISO9001、ISO9002、ISO14001、KES ステップ1 及びKES ステップ2の認証の取得をしている者のみ、証明するもの。
8	不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講の修了を証明するもの	不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会が実施する講習を受講している者のみ、証明するもの。ただし、平成 31 年4月1日以降に受講したものに限り。受講の申込み、講習日等については（公財）京都府暴力追放運動推進センターHP を参照のこと。
9	建設業労働災害防止協会への加入を証明するもの	建設業労働災害防止協会に加入（同協会の京都府支部に所属する場合に限る。）している者のみ、証明するもの。
10	建設機械等保有状況申告書（様式4）及び対応する貸借対照表の写し	建設機械等保有状況申告書及び添付する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日に対応する貸借対照表（固定資産の「機械・運搬具」の残存価格を確認する）。
11	建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿及び建設機械の運転に係る免許証・技能講習終了証明書の写し（様式5）	労働安全衛生法施行令第 20 条に定める建設機械の運転に係る免許を取得した者及び技能講習を終了した者の名簿、また、その名簿に記載された者の「免許証」及び「技能講習終了証明書」を提出すること。
12	商業登記簿謄本	発行後概ね3ヶ月以内（法人のみ）
13	代表者身元（分）証明書	発行後概ね3ヶ月以内本籍地の市区町村で交付のもの（個人のみ）
14	営業所一覧表（様式6）	必要事項が記載されていれば、独自様式 可
15	委任状（様式7）	<u>要実印及び使用印鑑</u> 支社、支店、営業所等で申請される場合
16	納税証明書【滞納、未納が無い証明書又は直近1年分の未納額0の証明書】	法人＝①法人市町村民税 ②法人事業（都道府県）税 ③消費税（その3の3） 個人＝①個人市町村民税 ②個人事業（都道府県）税 ③消費税（その3の2） 上記①②については、本店又は委任先の支店のものどちらでもよい。ただし、③については本店のものとする。 証明書は発行後概ね3ヶ月以内のものとする。
17	印鑑登録証明書	法人＝法務局 個人＝市区町村（発行後概ね3ヶ月以内）
18	使用印鑑届（様式8）	<u>要実印及び使用印鑑</u> 契約書に使用する印鑑を届け出ること。
19	営業所専任技術者一覧（様式9）	
20	小規模工事受注申請書（様式10）	<u>要実印</u>
21	資本関係に関する事項等の申告書（業態調査）（様式11）	<u>要実印</u> 「資本関係、人的関係のある会社の同一入札への制限について」を確認のうえ、必要事項を記載すること。
22	返信用封筒	受領書を送付するため、84 円切手を貼った定形封筒。持参して提出する場合でも必要。

○添付書類に関する注意事項

- (1) 使用印鑑届の印鑑については、契約書に使用する印鑑を届け出てください。
- (2) 様式1、様式7、様式8、様式10 及び様式11 は原本を提出してください。それ以外は写しで結構です。

- (3) 証明書等（登記簿謄本・身分証明書・印鑑登録証明書）は、発行後概ね3ヶ月以内のものを提出してください。
- (4) 監理技術者資格者証を所持している技術者は、資格者証の写しの他に講習修了証の写しも添付してください。資格者の写しは、資格者が多数おられる場合は10人程度の写しがあれば結構です。
- 講習修了証の写しは、監理技術者講習が延期になっている場合、申請時に間に合わなければ後日提出してください。

測量等コンサルタント業務（八幡市内業者）

	提出書類	説明
1	入札等参加資格審査申請書 (様式1)	<u>要実印</u> 様式1は2枚あります。
2	業態調書 (様式2)	必要事項が記載されていれば、独自様式 可
3	測量等実績調書 (様式3)	必要事項が記載されていれば、独自様式 可
4	技術者経歴書 (様式4)	必要事項が記載されていれば、独自様式 可
5	営業所一覧表 (様式5)	必要事項が記載されていれば、独自様式 可
6	登録証明書等	
7	財務諸表	最近1営業年度のもの
8	商業登記簿謄本	発行後概ね3ヶ月以内（法人のみ）
9	代表者身元（分）証明書	発行後概ね3ヶ月以内 本籍地の市区町村で交付のもの（個人のみ）
10	委任状 (様式6)	<u>要実印及び使用印鑑</u> 支社、支店、営業所等で申請される場合
11	納税証明書【滞納、未納が無い証明書又は直近1年分の未納額0の証明書】	法人＝①法人市町村民税 ②法人事業（都道府県）税 ③消費税（その3の3） 個人＝①個人市町村民税 ②個人事業（都道府県）税 ③消費税（その3の2） 上記①②については、本店又は委任先の支店のものどちらでもよい。ただし、③については本店のものとする。 証明書は発行後概ね3ヶ月以内のものとする。
12	印鑑登録証明書	法人＝法務局 個人＝市区町村（発行後概ね3ヶ月以内）
13	使用印鑑届 (様式7)	<u>要実印及び使用印鑑</u> 契約書に使用する印鑑を届け出ること。
14	返信用封筒	受領書を送付するため、84円切手を貼った定形封筒。持参して提出する場合でも必要。

○添付書類に関する注意事項

- (1) 使用印鑑届の印鑑については、契約書に使用する印鑑を届け出てください。
- (2) 様式1、様式6及び様式7は原本を提出してください。それ以外は写しで結構です。
- (3) 証明書等（登記簿謄本・身分証明書・印鑑登録証明書）は、発行後概ね3ヶ月以内のものを提出してください。

4 その他

◎申請書等の記載事項の変更

申請書等の記載事項に変更があった場合は、「指名競争入札等参加資格申請書変更届」により、速やかに届け出てください。

必要書類等の詳細については、八幡市ホームページの「入札・契約」→「競争入札等参加資格」→「指名競争入札参加資格審査の変更手続きについて」を参照してください。

また、経営規模等評価結果通知書の更新、建設業許可番号等の変更及び入札等参加資格の承継については、八幡市ホームページの「入札・契約」→「競争入札等参加資格」→「経営事項審査結果通知書の提出・入札参加資格申請書等の記載事項の変更・一般競争（指名競争）の参加資格の承継について」を参照してください。

◎ 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者は、八幡市の入札等に参加する資格を認められません。

◎ 八幡市内業者の建設工事における資格審査の結果、各業種の等級は、令和6年4月頃に八幡市ホームページに掲載する予定です。なお、等級をつけない場合は、登録名簿に掲載しません。

問い合わせ先 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地
八幡市役所 総務部 契約検査課
TEL (075) 983-2201

小規模工事受注申請書（様式10）について
（八幡市内建設業者の方のみを対象としています）

申請されない場合、特別な理由を除き、小規模の土木・建築工事の受注ができなくなります。

- （1） 小規模工事とは、契約金額が原則 50 万円以下（消費税込み）の工事です。
- （2） 令和 6 年度建設工事入札等参加資格審査申請の提出書類に不備があり、参加資格を得ない者は、登録できません。
- （3） 登録できる建設業の業種は、土木一式工事（経審 P 点 900 点未満に限る）、建築一式工事（経審 P 点 830 点未満に限る）とし、いずれも経営事項審査結果の平均完成工事高が 100 万円以上とします。
- （4） 上記 2 業種以外は、登録をしていただく必要はありません。
- （5） 原則として、1 工事につき概ね 3 者から見積を徴して、最低価格の者（かつ設計価格以下）に工事を発注します。
- （6） 緊急な工事で、状況によっては 1 者特命で発注することもあります。

○資本関係、人的関係のある会社の同一入札への制限について（建設工事）

資本関係・人的関係の取り扱い

・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

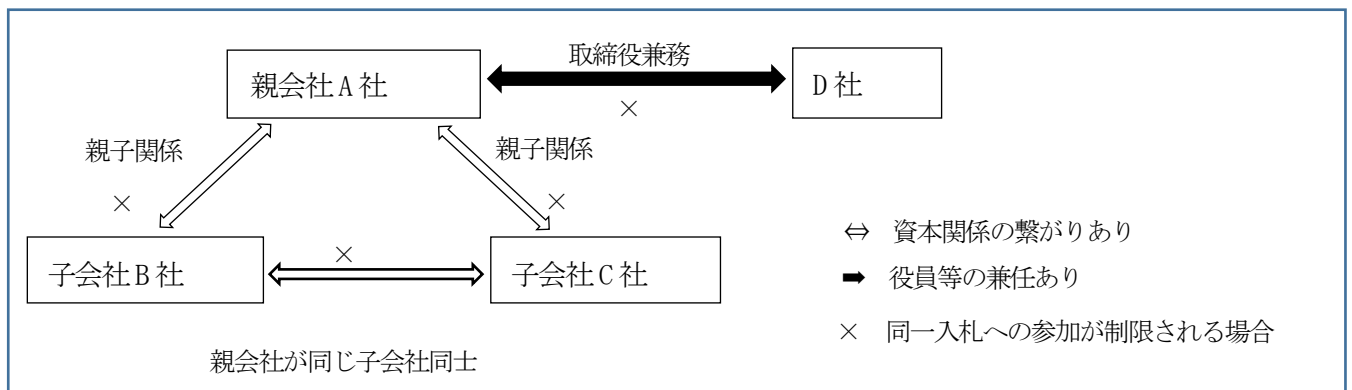
※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。
- ②一方の会社の役員等が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

※①については、会社の一方が更生会社または再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。



親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

第2条第3号 子会社の定義

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社の定義

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

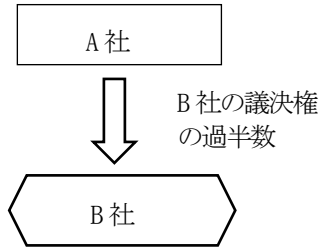
役員等の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
 - ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - ④委員会設置会社における執行役又は代表執行役
 - ⑤個人事業主及び組合の役員
- ※監査役及び執行役員は、該当しません。

※資本関係及び人的関係に該当する者、若しくは資本関係又は人的関係に該当する者を以下「親子会社等」という

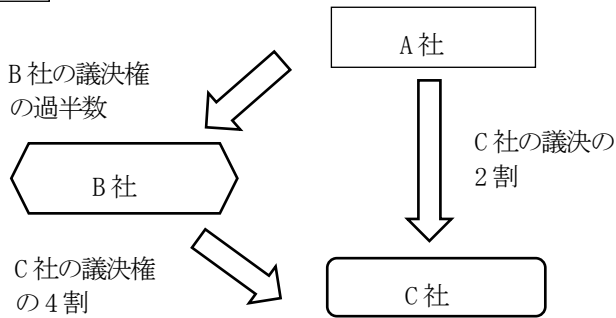
○親会社と子会社の例

ケースⅠ



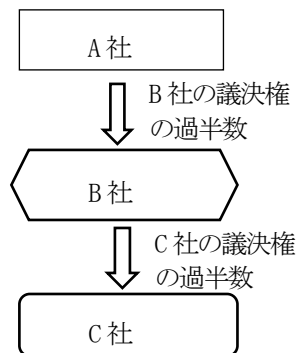
A社は、B社の「親会社」
B社は、A社の「子会社」

ケースⅡ



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社はC社の「親会社」とみなされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

ケースⅢ



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。